

宇治市の国民健康保険料における 後期高齢者支援金分の影響について

宇治市の国民健康保険料における後期高齢者支援金分の影響について

<背景>

- ・ 後期高齢者支援金分とは
75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の医療費の一部を
74歳以下の被保険者が支援するもの
- ・ 後期高齢者医療制度の状況
他世代と比較して診療費が高額となっている高齢世代が、団塊の世代の
後期高齢者医療制度への移行に伴い急増 → 医療費が急激に上昇

<宇治市における状況>

- ・ 令和5年度標準保険料率における後期高齢者支援金分の伸び

	R4年度	R5年度標準 保険料率どおり	差額	改定率
後期高齢者支援金分の 一人当たり保険料額	22,376円	25,005円	2,629円	11.75%

宇治市の国民健康保険料における後期高齢者支援金分の額も、令和5年度標準保険料率において大幅な引き上げとなった。

<国民健康保険料の試算の基本的な考え方>

- ・ 京都府が示す標準保険料率に基づき設定
- ・ 一方で国においては、後期高齢者医療制度の現役世代の保険料負担割合の見直しを令和6年度医療制度改革によって検討

後期高齢者支援金分を、制度過渡期の措置として、基金を活用して抑制を図る

<検討内容>

- ・ 後期高齢者支援金分の伸びについて

	H29年度	R4年度	H29-R4 差額	H29-R4 差額平均
後期高齢者支援金分の 一人当たり保険料額	19,164円	22,376円	3,212円	642円

仮に、令和5年度の後期高齢者支援金分を、令和4年度の後期高齢者支援金分に過去5年の平均水準程度の上昇額を上乗せすると、改定率は2.87%となった。

<案>	R4年度(A)	H29-R4 差額平均(B)	R5年度試算 (A)+(B)	改定率
後期高齢者支援金分の 一人当たり保険料額	22,376円	642円	23,018円	2.87%

【前回案】

	後期分		
	所得割	均等割	平等割
標準	3.08	10,900	6,900
R4年度	2.78	9,600	6,200
差引	0.30	1,300	700

【今回試算】

	後期分		
	所得割	均等割	平等割
試算	2.87	9,600	6,500
R4年度	2.78	9,600	6,200
差引	0.09	0	300

基金活用 : 0.9億 円